



令和6年度

「おがちよ教育交流事業」 の実施について

千代田区では、小笠原村教育委員会との協定に基づき、区立中学校(九段中等教育学校前期課程を含む)の生徒を対象として小笠原村に派遣し、現地で環境学習、平和学習、文化学習などを行う「おがちよ教育交流事業」を実施します。

本事業に興味があり、他の生徒とともに協力して学びを深めることのできる
中学生[※]のご応募をお待ちしています。

※令和6年4月1日時点



日 程

令和6年

7月23日(火)~28日(日) 5泊6日 (船中2泊)

※船の運航状況によっては日程変更又は中止となる場合があります。

参加費：**15,000円** ※船中の食費、島内でのお土産代等は参加費に含みません。

引率者(予定)：教育委員会事務局職員7名(教員経験者である指導主事3名含む)。

おがちよ教育交流事業について事前説明会を実施します！

令和6年4月3日(水)18時~ 千代田区役所本庁舎4階 教育委員会室
事前予約は、不要ですので興味があるご家庭は奮ってご参加ください。

千代田区教育委員会事務局子ども部子ども総務課

電話：03-5211-4274



応募方法・詳細は
裏面へ！



事業目的

世界自然遺産である小笠原の貴重な自然や戦争の舞台となった小笠原の歴史、独自の伝統を築いてきた文化等を学習し、現地での様々な体験を通して、豊かな人間性や環境への意識を高め、平和・文化を尊重する態度の育成を図ります。

派遣生徒

区立中学校及び中等教育学校前期課程に在籍する生徒

(第1学年から第3学年) 15名(予定)

- 健康で、他の生徒とともに協力して学びを深めることができる
- 自ら考えて行動し、規律ある集団生活ができる
- 積極的に体験活動に参加できる
- 本事業の参加について、保護者の同意が得られる
- 事前・事後の学習会及び教育委員会への報告会に全て参加できる
- 小笠原での体験の成果を広め、自身の今後の諸活動に生かすことができる

※派遣生徒は、書類選考及び面接により決定します。



主な行程

- | | |
|-----|--------------------------------------|
| 1日目 | 竹芝客船ターミナル集合→出発式→乗船 |
| 2日目 | 小笠原(父島)着→宿到着→島内散策→ナイトツアー |
| 3日目 | 無人島(南島)上陸→イルカウォッチング→兄島海域公園→島民との交流 |
| 4日目 | 3班(①平和自然学習②環境学習③歴史・文化・生活学習)に分かれて島内巡り |
| 5日目 | ビーチクリーニング→海洋環境学習(小笠原海洋センター見学)→乗船 |
| 6日目 | 竹芝客船ターミナル着→解散式 |



今後のスケジュール

参加決定生徒は、以下の全日程に出席していただきます

事前学習会

- ①令和6年6月5日(水)18時～
- ②令和6年6月29日(土)14時～
- ③令和6年7月19日(金)15時～

※日程は変更の可能性があります。

※1回目の事前学習会の日に保護者説明会(任意)も実施します。

※その他事後学習会を2回、教育委員会報告会を1回予定(日時未定)しています。

その他

・派遣先の医療機関の体制により、アレルギーやぜんそく等の個別の対応はできません。

・氏名・学校名や活動中の様子の写真などを千代田区公式ホームページ、広報紙等の刊行物に掲載することがあります。

※薬の服用等に関しては、生徒の自己責任となります。

※看護師は帯同します。

※父島では村営の診療所に医師が常駐しています。

応募方法

学校で用意している応募用紙(区のホームページからダウンロードもできます)に必要な事項を記入し、下記担当宛に郵送又は持参してください。※この応募用紙により書類選考をします。

郵送の場合、封筒に「千代田区おがちよ教育交流事業」と記載してください。

令和6年4月19日(金) 千代田区役所本庁舎4階 午後5時必着(締切厳守)

〒102-8688 千代田区九段南一丁目2番1号
千代田区教育委員会事務局子ども部子ども総務課 宛



応募待ってるよ!



©小笠原諸島「おがじろう」
©小笠原諸島「メグルー」

千代田区おがちよ教育交流事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「千代田区教育委員会と小笠原村教育委員会との学校教育に係る連携協力に関する協定」（令和5年8月24日締結）に基づき実施するおがちよ教育交流事業について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「おがちよ教育交流事業」とは、千代田区立中学校の生徒を小笠原村に派遣し、世界自然遺産である小笠原の貴重な自然や戦争の舞台となった小笠原の歴史、独自の伝統を築いてきた文化等を学習及び体験し、豊かな人間性や平和・文化を尊重する態度の育成を図ることを目的に実施する事業をいう。

(実施時期等)

第3条 おがちよ教育交流事業（以下「本事業」という。）の実施時期、派遣生徒の人数等は、千代田区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。

(対象派遣生徒)

第4条 本事業の派遣の対象となる生徒は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 千代田区立中学校又千代田区立九段中等教育学校（前期課程）に在籍しているもの
- (2) 健康で、他の生徒とともに協力して学びを深めることができるもの
- (3) 積極的に体験活動を行い、保護者の同意が得られるもの
- (4) 千代田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する事前及び事後の学習会並びに教育委員会報告会に全て参加できるもの
- (5) 小笠原での体験の成果を自身の今後の諸活動に生かすことができるもの
- (6) その他教育長が特に必要と認める事項に該当するもの

(派遣生徒の応募)

第5条 本事業の参加を希望する者は、教育長が別に定める書類（電磁的記録を含む。以下同じ。）を教育長が別に定める日までに教育委員会に提出しなければならない。

(派遣生徒の選考)

第6条 教育委員会は、おがちよ教育交流事業派遣生徒選考委員会において派遣生徒を選考する。

2 派遣生徒の選考は、前条の規定により提出された書類の審査及び面接の実施により行う。

(おがちよ教育交流事業派遣生徒選考委員会の設置)

第7条 教育委員会に、おがちよ教育交流事業派遣生徒選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、この要綱の規定によりその権限に属された事項を処理する。

- 3 選考委員会は、教育委員会に属する職員のうち教育長が任命する委員をもって組織する。
- 4 選考委員会に委員長を置き、教育長が定める。
- 5 選考委員会は、委員長が招集する。
- 6 選考委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。
- 7 選考委員会は、派遣生徒を選考したときは、その結果を教育長に報告するものとする。

(派遣生徒の決定)

第8条 教育長は、前条第7項の報告の内容に基づき派遣生徒を決定する。

- 2 教育長は、前項の規定に基づき派遣生徒を決定したときは、その結果を第5条の規定の基づき応募した者に通知するものとする。

(事前及び事後の学習会の実施)

第9条 教育委員会は、本事業を効果的かつ円滑に実施するため、派遣生徒に対して派遣前に事前の学習会を実施するとともに、派遣後に事後の学習会を実施するものとする。

- 2 事前及び事後の学習会の実施内容、実施回数、実施時期等は、教育長が別に定める。

(教育委員会への報告)

第10条 派遣生徒は、前条第1項の規定に基づく事後の学習会が終了したときは、本事業に係る報告書を作成し、教育委員会に報告するものとする。

- 2 前項の報告の実施方法、実施時期等は、教育長が別に定める。

(保護者の費用負担)

第11条 派遣生徒の保護者が負担する費用は、教育長が別に定める。

(その他)

第12条 この要綱で定めるもののほか必要な事項は、子ども部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 教育委員会は、この要綱の施行の日前においても、この要綱の施行に関し必要な準備行為を行うことができる。

(本事業の検討等)

- 3 教育委員会は、この要綱の施行後3年を目途に、本事業の在り方について廃止を含めて見直しを行うとともに、毎年度本事業の実施の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。